

元京北第一小学校メディアルームの活用に係る公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

京北地域は、平安京造営の際には、木材の供給地として禁裏御料地の指定を受けるなど、自然、歴史、文化の豊かな地域であり、いまでも芸術家等の制作に適した環境にある。一方で京北地域には人口減少・少子化という課題があり、令和2年4月の京北小中学校の開校に伴い、周山地域の京北第一小学校が令和2年3月末に閉校した。元京北第一小学校の大部分は「京都里山SDGsラボ・ことす」として活用されているが、未活用のスペースが残されている。

本市の行財政改革計画に掲げる「京都アート・エコシステムの推進」において、芸術家等をはじめとする文化芸術関係者が京都に居住・制作・発表する環境づくりを推進していくこととしている。

本要項は、これらを踏まえ、京北地域の少子化・人口減少対策及び本市の文化芸術振興を図ることを目的に、元京北第一小学校のメディアルーム（以下、「当該スペース」という。）を芸術家等のアトリエ兼アート倉庫として活用する事業者又は芸術家等（グループ又は個人）を公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）方式によって選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

当該スペースを、アトリエ兼アート倉庫として活用するため、企画提案・調達・レイアウト等を行う。なお、本業務において達成すべき具体的な内容については、「業務委託仕様書」を参照すること。

- (1) 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (2) 委託金（上限） 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす法人、団体又は個人とする。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

- (1) 次の要件のいずれも該当すること
 - ア 本要項に定める条件を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現できる事業者とする。事業者は、法人及び個人ともに可能とする。
 - イ 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者（以下「共同事業者」という。）の参加も認めるものとする。
 - ウ 令和6年度中に京北地域をはじめ北部山間地域に住居又は事務所・制作場所等の拠点を移す又は設ける者（予定を含む）
 - エ 当該スペースを原則3年間活用する者
- ※ 活用に係る契約は別途行う。なお、活用にあたり光熱水費相当等の費用を負担していただく場合がある。

オ 京都市の競争入札参加有資格者（競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、本プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）であること及び入札参加停止期間中でないこと。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

（2）引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

（3）次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税及び地方消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

（4）（略）

（5）前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

（6）京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

カ 会社更生法及び民事再生法に基づく更生・再生手続き中の者でないこと。

キ 本件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて契約をしようとする者でないこと。

ク 代表者、役員又はその使用人が、刑法第96条の6に規定する公契約関係競売等妨害又は第198条に規定する贈賄に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

ケ 法人又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に規定する私的独占、不当な取引制限の禁止及び一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

コ その他、本市が契約の相手方として不相当と判断する者でないこと。

(2) 共同事業者による参加の申込にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。

ア 共同事業者の全ての構成員は、上記（1）ア～コの要件のすべてを満たすこと。

イ 共同事業者の中から代表となる法人又は個人（以下「代表者」という。）を定め、本市への質疑や書類の提出等は代表者が行うこと。なお、原則として代表者の変更は認めない。

ウ 代表者以外の構成員については、代表者が負担する一切の義務履行に関し、連帯してその責務を負うこと。

エ 契約の締結に当たっては、代表者を契約の相手方とする。

オ 共同事業者のすべての構成員は、別の参加者又別の共同事業者の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

4 活用計画

次に掲げる事項をいずれも満たす計画を募集の対象とする。

- (1) 芸術家等がアトリエ兼アート倉庫として利用しやすいスペースとなるような企画提案・調達・レイアウト等を行うこと。なお、当該スペースを2区画以上に区切り、複数の芸術家等が活用できるようにすること。
 - (2) 当該スペースは継続的に誰もが使用できるように企画提案・調達・レイアウト等を行うこと。
 - (3) 当該スペース活用期間中は、京北地域との交流（ワークショップ等）を定期的を実施し、地域との連携を意識した活用を行うこと。また、当該スペースの活用に当たっては、「京都里山 SDGs ラボ・ことす」を運営する京都里山 SDGs ラボ運営協議会と緊密に連携をとること。
- ※ 当該スペース使用期間中は「理科室」及び「理科準備室」（参考：別紙1）も活用可。
- ※ 当該スペース使用期間中に事業者自身のために行う整備・物品の調達等及びワークショップ等の実施に係る費用は事業者負担とする。

5 参加手続等

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり、必要な手続等を行うものとする。

- (1) 必要書類の提出
 - ア 提出書類及び提出部数
 - (ア) 参加申出書（様式1） 5部（原本1部及び複写4部）
 - (イ) 事業者概要（様式2） 5部
「主な業務実績」については、本業務に類似する業務又は企画提案に関連した類似業務の実績について記載すること。
 - (ウ) 企画提案書（自由様式） 5部
提案内容のほか、同種又は類似業務の実績についても記載すること。
 - (エ) 見積書（様式3） 5部（原本1部及び複写4部）
※ 様式3には見積金額の積算内訳（自由様式）を必ず添付すること。
 - (オ) 共同事業者の協定書の写し（任意様式） 5部 ※該当する場合のみ
共同事業者の場合は、代表者名と構成員名を記載すること。
 - (カ) 参加資格を証明する書類 各1部 ※京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ
京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、(ア)～(オ)に加え、以下の書類を提出すること。なお、調査同意書（水道料金・下水道料金）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

- ・ 法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）の原本（申請日前3箇月以内に発行のもの）、個人事業主の場合は開業届の写し
- ・ 印鑑証明書 ※ 申請日前3箇月以内に発行のもの（原本）
- ・ 納税証明書「その3」（国税及び地方税） ※ 申請日前3箇月以内に発行のもの（原本）
- ・ 誓約書（様式4）
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式5） ※ 本市内に事業所等を有さない者は提出不要

イ 提出期限 令和6年2月7日（水）午後5時（**郵送の場合は必着**）

郵送の場合は、メールにてその旨を連絡すること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 提出先

「10 提出・問合せ先」のとおり

(2) 質疑及び回答

本件募集内容に関する質疑及び回答は、次のとおりとする。なお、評価基準に関する質問事項や、受付期限経過後の質問事項には回答しない。

ア 質疑者の資格

本プロポーザルに対して質問できる者は、「3 参加資格」を満たしている者とする。

イ 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、事業者名・担当者名・電話番号等を必ず記載のうえ、期日までに「10 提出・問合せ先」に電子メールで送付すること。

件名は、【元京北第一小学校活用_質疑（事業者名）】とすること。

なお、電子メール以外の方法での質問事項には回答しない。

ウ 質問の受付期限

令和6年1月29日（月）午後5時 ※期限後の質問は、一切受け付けない。

エ 回答

質問への回答は、質問者に関する情報は伏せ、令和6年2月1日（木）までに京都市情報館に掲載する。なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

6 提案の審査・選定

(1) 審査方法

提出された提案書等に基づき、「(5) 審査項目及び審査基準」に示す項目を基に各審査員が採点を行い、その平均点を当該プロポーザル参加者の点数とし、6割以上の評価を得た参加者の中から最も評価の高い1者を選定する。また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合があるが、その場合は参加者に別途通知する。

なお、審査の結果、契約候補事業者を該当なしとする場合がある。また、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(2) 審査員

京都市文化市民局文化芸術都市推進室長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課文化力活用創生担当課長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当係長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課係員

(3) 審査結果の公表

審査結果については、令和6年2月中旬頃に応募事業者に対して、電子メールで通知する。また、応募事業者数及び選定された契約候補事業者について、京都市情報館で公表する。

(4) 契約手続

受託候補者に選定された者と契約金額の上限の範囲内で協議のうえ、契約する。万一、契約の協議が調わない場合は、次点の者と契約に関する協議を行う。

(5) 審査項目及び審査基準

下記の審査項目及び評価基準に基づき、総合的に評価し選定する。

評価項目		主な着眼点	配点	係数
大項目	小項目			
事業者の 適格性	1	取組体制・ 取組方針	10	×2
	2	類似業務実績の 有無	10	×2
小計		40 点満点	40	
活用計画 の内容	3	企画内容の 的確性・実現性・ 独自性	10	×2
	4	企画内容の発展 性・持続可能性	10	×2
小計		40 点満点	40	
市内事業 者加点	5	本市区域内に本店又は事務所等を有する中小企業かどうか。	10	×1
小計		10 点満点	10	
見積金額	6	委託業務の内容に対して妥当な見積がなされているか。 満点 (10 点) × (提案価格のうち最低価格 ÷ 自社の提案価格) ※小数点以下切捨て	10	×1
小計		10 点満点	10	
合計			100	

○項目 1～5

- ・ 各項目について 0 点～10 点までの 11 段階評価を行い、各項目の評価点 (0～10 点) を算定する。
- ・ 次に、各項目の評価点に、各項目の重要度に応じて設定した係数 (1～2) を乗じて、各項目の得点を算出する。

(評価の基準)

- 9～10 点 非常に優れている、非常に期待できる、非常に貢献度が高い
- 7～8 点 優れている、期待できる、貢献度が高い
- 5～6 点 概ね妥当である、適切である、貢献する
- 3～4 点 不十分な点がある、あまり期待できない、あまり貢献しない
- 1～2 点 評価すべき点はない、ほとんど貢献しない
- 0 点 条件を満たしていない

7 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和6年1月19日（金）	プロポーザル募集開始
令和6年1月29日（月）	質疑の受付期限
令和6年2月1日（木）（予定）	質疑の回答
令和6年2月7日（水）午後5時	提出期限
令和6年2月中旬頃（予定）	審査・審査結果通知・公表

8 契約に関する基本的事項

受託候補者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 契約金額
協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。
- (3) 契約内容
契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき協議のうえ、決定する。
- (4) 契約期間
契約締結日から令和6年3月31日まで
- (5) 再委託の禁止
包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (6) その他
この要項に記載のない申込に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、本市が指示するところによるものとする。

9 留意事項

- (1) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 失格となる参加申出書及び企画提案書等が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - オ 企画提案書等に記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えているもの
- (3) その他
 - ア すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。また、公文書公開請求等があった場合、提

出された書類等を公開することがある。

ウ 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

オ 全ての提出書類は、返却しない。

カ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

キ 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、随時、本市と連絡調整を行うこと。

ク やむを得ない事情により、本プロポーザルを中止又は要項の一部を変更することがある。

ケ 審査の経過及び審査結果等に関する問合せには一切応じない。

10 提出・問合せ先

京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課 担当：深田、林 宛

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎地下1階

mail : bunka@city.kyoto.lg.jp